

第2回日ASEAN刑事司法セミナー犯罪者処遇（OTR）セッション 「ASEANにおける再犯防止に関する取組、とりわけ第14回コングレスの成果展開フォローアップとしての加害者処遇におけるグッドプラクティスの共有」

1 日程及び参加者

- 令和7年12月9日（火）から同月18日（木）まで
- 海外参加者14名（9か国から参加）
- 国内参加者2名

2 セミナー概要

本セミナーでは、「ASEANにおける再犯防止に関する取組、とりわけ第14回コングレスの成果展開フォローアップとしての加害者処遇におけるグッドプラクティスの共有」を主要課題とし、第14回コングレスの成果の一つであり、本年12月の国連総会で採択された再犯防止国連準則（京都モデルストラテジー）の柱である「矯正施設における更生と社会復帰支援」及び「犯罪要因への対処」を念頭に置きつつ、ASEAN各国の再犯防止促進のための取組の現状と課題、犯罪者処遇に関する各国の有用な制度やその実務的運用、ベストプラクティス等の情報や経験を、個人発表や講義等を通じて共有することにより、各国の制度や実務の改善につなげるとともに、セミナー参加者の相互理解を促進し、ASEAN各国の実務改善のための継続的な情報交換に向けたネットワークを構築することを目的としたものでした。

3 セミナーの内容

（1）講義

本セミナーにおいては、国連アジア極東犯罪防止研修所教官による講義のほか、以下の客員専門家による講義も行い、各講義の後に質疑応答の機会を設けました。

- オードリー・オパール・ヒキャート 博士
シンシナティ大学刑事司法学部助教授
「RNRからの構築：脱犯罪化と物語を用いた更生保護と社会復帰」
- 野々山 綾乃 参事
奈良県福祉保険部地域福祉課
「奈良県における更生支援について」
- 岡西正克 相談員
一般財団法人かがやきホーム
「一般財団法人「かがやきホーム」の取組について」
「相談員として「かがやきホーム」に携わり感じたこと」

（2）国別発表

セミナー参加者による各国の実務や課題に関する国別発表を行いました。各発表に対して、参加者から積極的な質疑応答が展開され、他の国制度に対

する強い関心がうかがわれました。

(3) 施設見学

立川拘置所、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所、矯正研修所、府中刑務所を訪問し、それぞれの施設における取組、特に拘禁刑下の実務を学ぶことができました。

(4) アクションプラン作成・発表

セミナー参加者は、個人発表や講義、施設見学等の結果を踏まえて、矯正施設における再犯防止対策、犯罪要因への対処を軸とした犯罪者処遇に関する課題の特定とその対応策をまとめたアクションプランを作成し、所長、当研修所教官を含めた参加者全員の前で発表し、セミナーの総括としました。

4 セミナー参加者からのフィードバック等

セミナー参加者からは、国別発表や講義、施設見学等を通じて、各国の矯正施設における再犯防止に関する取組や犯罪要因への対処を軸とした犯罪者処遇に関するグッドプラクイスを網羅的に学ぶと同時に、A S E A N地域で犯罪者処遇に携わる実務家のネットワークを築くことができる有意義なセミナーであったと肯定的な意見が多く寄せられました。各セッションにおける質疑応答や参加者同士の意見交換については、当初想定したよりも活発な議論がなされたため、質疑応答や議論の時間を増やして欲しいという要望がありました。引き続き、参加者のニーズを酌みつつ、プログラムの改善に努めたいと思います。

5 担当教官の所感

A S E A N諸国における矯正行政の課題として、施設の過剰収容と受刑者の高齢化が挙げられます。このような情勢の下、本年12月、国連総会で再犯防止国連準則（京都モデルストラテジー）が採択されました。A S E A N諸国においても前述の課題を解決するためにも、再犯防止施策への取組が重要となっています。この準則には6つの基本原則（Core Principle）があり、昨年度の本セミナーでは、その一つである「社会内での更生及び非拘禁措置」を取り上げました。第2回目となる今回は、「矯正施設における更生と社会復帰支援」、「犯罪要因への対処」の2つの基本原則に重点を置きながら、各国の現状と課題、グッドプラクイスなどを共有するとともに、これらの課題解決に向けたアクションプランの作成に注力しました。

この2つの基本原則は、相互に関連していて、矯正施設での更生支援・社会復帰支援を行うためには、科学的知見に基づいた評価と、その評価に応じた犯罪要因への対処が求められます。これらの取組は国によって実施の規模や態様は異なりますが、我が国はもとよりA S E A N諸国でも実施されています。

セミナー参加者には、まず自分たちが自国で実施している取組について学術的な視点から振り返ってもらうべく、客員専門家を招き、最先端の学術的研究について紹介してもらいました。セミナー参加者は、それぞれの国や所属する施設が行ってきた取組に、どのような学術的な背景と意味を持つのかを再認識する機会

になりました。

我が国でも、本年から拘禁刑下での処遇が始まり、試行錯誤しながら再犯防止に向けた取組を進めているところ、こうした現場の取組をセミナー参加者に見てもらいたいと思い、刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、研修所の全てを参観する機会を設けました。

また、京都モデルストラテジーでは、再犯防止の取組は地域との共生、すなわち地域社会との連携が重要であると規定していますが、本セミナーでは、地域社会における住民やボランティアにとどまらず、地方公共団体との連携について、奈良県から客員専門家をお招きして、国と地方公共団体が連携した更生支援の取組について、共有いただきました。これは多くの研修参加者にとって新鮮な取組と認識されたようで、活発な議論の基盤となりました。また、担当教官としてもこれらの議論や取組から学ぶことができました。

最後に、セミナーの総括として、参加者達がとりまとめたアクションプランの中では、今後、各参加者が自国に戻って取り組んでいくこととして、適切なアセスメントとその結果に基づく効果的な処遇、あるいは、地域社会との連携や理解の醸成などが挙げられていました。アクションプランのとりまとめを通じて、過剰収容が問題となっている国はもちろん、社会の高齢化により刑務所内の高齢化が進んでいる国においても「再犯防止」に関する取組が矯正行政において重要なファクターとなることが理解されたのではないかと思います。

本年12月に採択された再犯防止準則は、6つの原則、18のモデル戦略からなる各国・地域が立法や政策立案で参考にする再犯防止に関する取組の指針となるものです。再犯を防止することは、ASEAN各国における課題解決の大きな一助となると思いますので、このセミナーを通じて今後ともこの準則の普及・活用を促進してまいりたいと思います。

以上